

指名停止一覧表

平成30年 4 月 1 4 日現在

有資格業者名	措置期間	適用条項	備考
東京都中央区京橋 二丁目16番1号 清水建設(株) 取締役社長 井上 和幸	平成30年 4 月 1 4 日から 平成30年10月13日まで (6か月)	第2条第1項 (別表第2第4号)	公正取引委員会は、東海旅客鉄道株式会社発注のリア中央新幹線建設工事を巡り、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料し、株式会社大林組及び清水建設株式会社を含む4社らを平成30年3月23日、検事総長に告発し、同日、東京地方検察庁は、4社らを独占禁止法違反(不当な取引制限)の罪で起訴した。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。